

終活サロン

人生100年時代どう生きるか



シャープ社友会
シニアライフ委員会

講師 村木 一三

終活サロン資料

- ▶ 1. 終活とは
 - ・・・ 終活の目的・準備・課題等について NO.1 - ①～②
 - ・・・ エンディングノート記載事例 NO.2 - ①～③
 - ・・・ 資金計画シュミレーション NO.3
- ▶ 2. 終活三つの課題について NO.4 - ①～②
 - ・・・ 財産相続
 - ・・・ 介護の在り方
 - ・・・ 認知症対策
- ▶ 3. 財産相続について
 - ・・・ 相続財産の把握と相続順位／割合について NO.5～7
 - ・・・ 相続税の試算例／相続税・贈与税額速算表 NO.8～10
 - ・・・ 相続法改正の概要 NO.11
- ▶ 4. 被相続人死亡（相続開始）後の主なスケジュールについて NO.12 - ①～②
 - ・・・ 法務・税務関係と葬儀等の手続き
- ▶ 5. 終活サロン終了挨拶 NO.13

終活とは

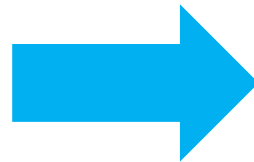
→ 長い老後を豊かに暮らす知恵

終活のキーワード / 迷惑をかけたくない
“心身共に健全な内に準備”

◆終活とは一般的に

「人生の終わりをより良く締めくくる為、葬儀・お墓・遺産相続・遺言等を準備する活動
「大切な家族の為に、そして自分の為に『ありがとう』を伝える活動」を指します。

終活への準備

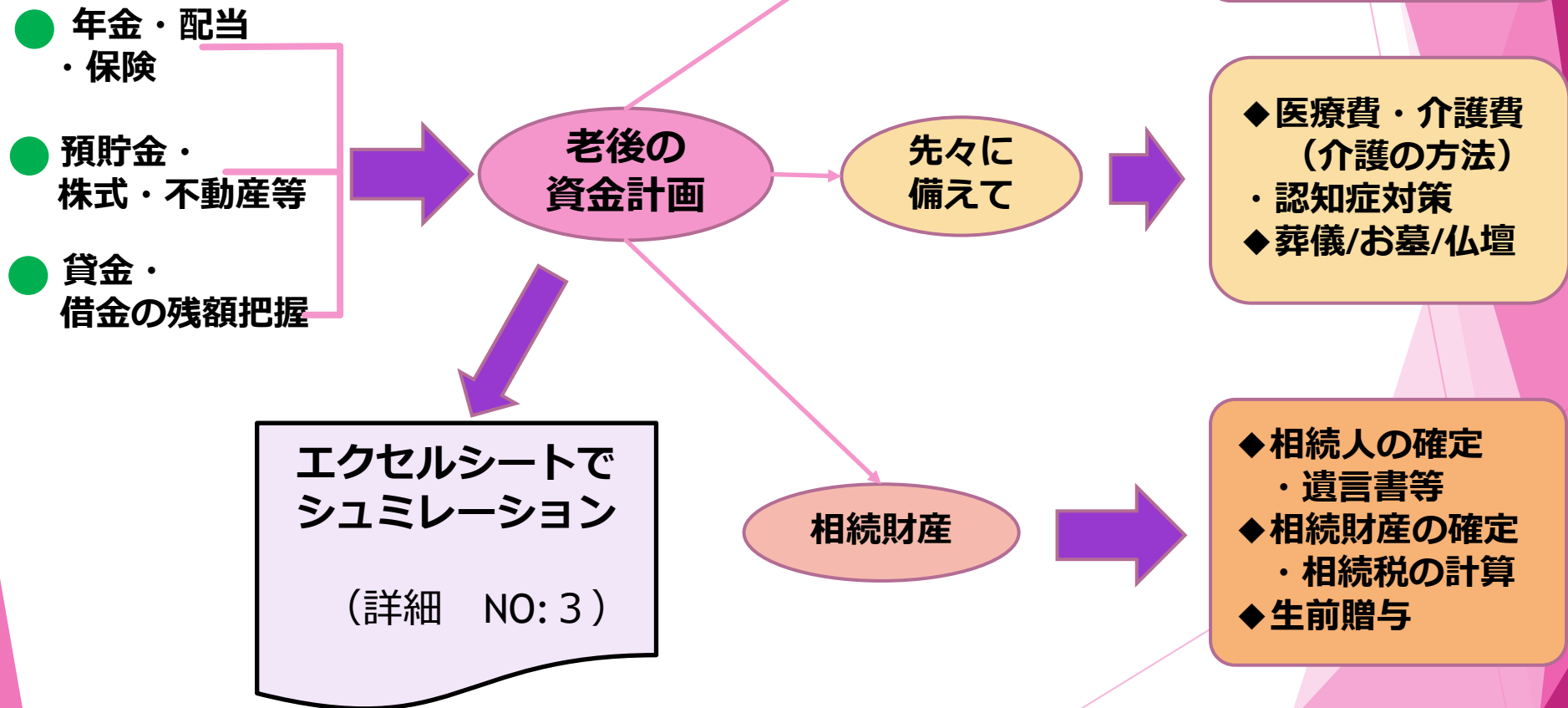


家族・遺族へ 伝える

内容をエンディングノートに
記録しておく
(詳細：NO：2)

◆財産の棚卸

『収入金・資産の把握』



エンディングノートとは、

将来自分の万一の事態に備え家族や周りの人に自分の思いや伝えたいことを記入しておくノート

1. 自分自身に関する情報

<自分の事について>

- ・ 出生地／家族親族等
- ・ マイナンバーカード
- ・ パスポート
- ・ 免許証
- ・ スマホ／パソコン等端末のデータやID：パスワード

<資産内容>

- ・ 預貯金／有価証券他金融資産／（銀行名口座番号）
- ・ 不動産に関する内容
- ・ 貸金の内容



エンディングノートとは、

将来自分の万一の事態に備え家族や周りの人に自分の思いや伝えたいことを記入しておくノート

1. 自分自身に関する情報

<負債について>

- ・借入金／ローン等債務内容
- ・公共料金、クレジットカード等自動引落としの情報

<年金・保険について>

- ・厚生年金／国民年金等の番号
- ・加入している保険会社と商品名（生命保険等）



2. メッセージや思い出

- ・学生時代の思い出
- ・職場等仕事仲間とのエピソード
- ・趣味／好きなもの
- ・家族／友人へのメッセージ
- ・ペットの扱い

エンディングノートとは、

将来自分の万一の事態に備え家族や周りの人に自分の思いや伝えたいことを記入しておくノート

3. もしもの時に対する考えや希望

- ・ 希望する介護の方法（高齢者施設か自宅か）
- ・ 終末期医療／尊厳死
- ・ 葬儀のやり方／お墓（一般葬か家族葬か）
- ・ 財産の相続について
- ・ 遺言等



4. エンディングノートの活用のポイント

- ・ 定期的に見直すこと（出来れば、毎年更新を）
- ・ ノートの存在と保管場所を託す人だけに伝えておく
- ・ 法的拘束力は有りません
- ・ エンディングノートを作成し、ご自身をふり返って戴き子供、孫の世代に繋いでください。

資金計画シミュレーション

〈金融資産〉

現預金	20,000
定期預金	5,000
有価証券	3,000
貸金	1,000
計 (A)	29,000

〈不動産〉

土地	15,000
家屋	5,000
計 (B)	20,000

〈その他〉

ゴルフ会員権	2,000
車	1,000
家財	2,000
貴金属他	1,000
計 (C)	6,000

〈負債〉 (単位：千円)

借金	1,000
ローン	2,000
計 (D)	3,000

合計 (E)	52,000
--------	--------

$$(A) + (B) + (C) - (D)$$



〈使うお金〉

家計支援	2,000
娯楽・趣味	2,000
家財買替	1,000
子供/孫	3,000
計 (F)	8,000

〈先への備え〉

医療費	2,000
介護費	3,000
葬儀費用	
墓・仏壇	
計 (G)	5,000

相続財産	39,000
------	--------

$$(E) - (F) - (G)$$

※作成の前提条件

- ・現在の財産状況を把握する
- ・今後10年間先の収支を試算する
- ・基本の生活費は年金で賄い、不足分を預金で充当
- ・子供/孫支援は生前贈与非課税の範囲内

- ・全ての項目について毎年見直す
- ・相続財産が非課税の範囲内かを検証する
- ・葬儀費用/墓/仏壇は生前に購入しても非課税財産となる

“終活三つの課題”

『目標を早く持って生活の中で習慣化し
気分良く最後を全うする』



①財産相続

・相続人の決定（家族構成等） （詳細：NO. 6）		相続順位・相続割合（代襲相続人） 法定相続分と遺留分（民法が保証している最低限の取得分）
・相続財産（詳細：NO. 5）		預貯金等金融資産、不動産その他の計算基準
・相続税の計算（詳細：NO. 8）		配偶者優遇制度の活用（二次相続も想定して）
・税の軽減対策 （詳細：NO. 9）	生前贈与	暦年贈与、相続時精算課税制度（相続発生時点から3年間分溯り贈与額を加算）
	生命保険	生命保険への加入（相続財産から除外される）
・遺言書の作成・・・遺族間の争い防止 （詳細：NO. 7）		公正証書・遺言信託（遺言書の作成相談から保管・執行迄信託銀行が一括管理） 法定相続と異なる相続を行なう場合
・遺族年金の申請		国民年金・厚生年金の停止/遺族年金申請手続き

“終活三つの課題”

『目標を早く持って生活の中で習慣化し
気分良く最後を全うする』



②介護の在り方

・ 自宅介護	要介護状態にもよるが、自宅のリフォームを検討
・ 高齢者施設	自宅の処分（相続者の使用有無によって、入居資金の捻出等）
・ 介護費用	自己資金で準備



③認知症対策

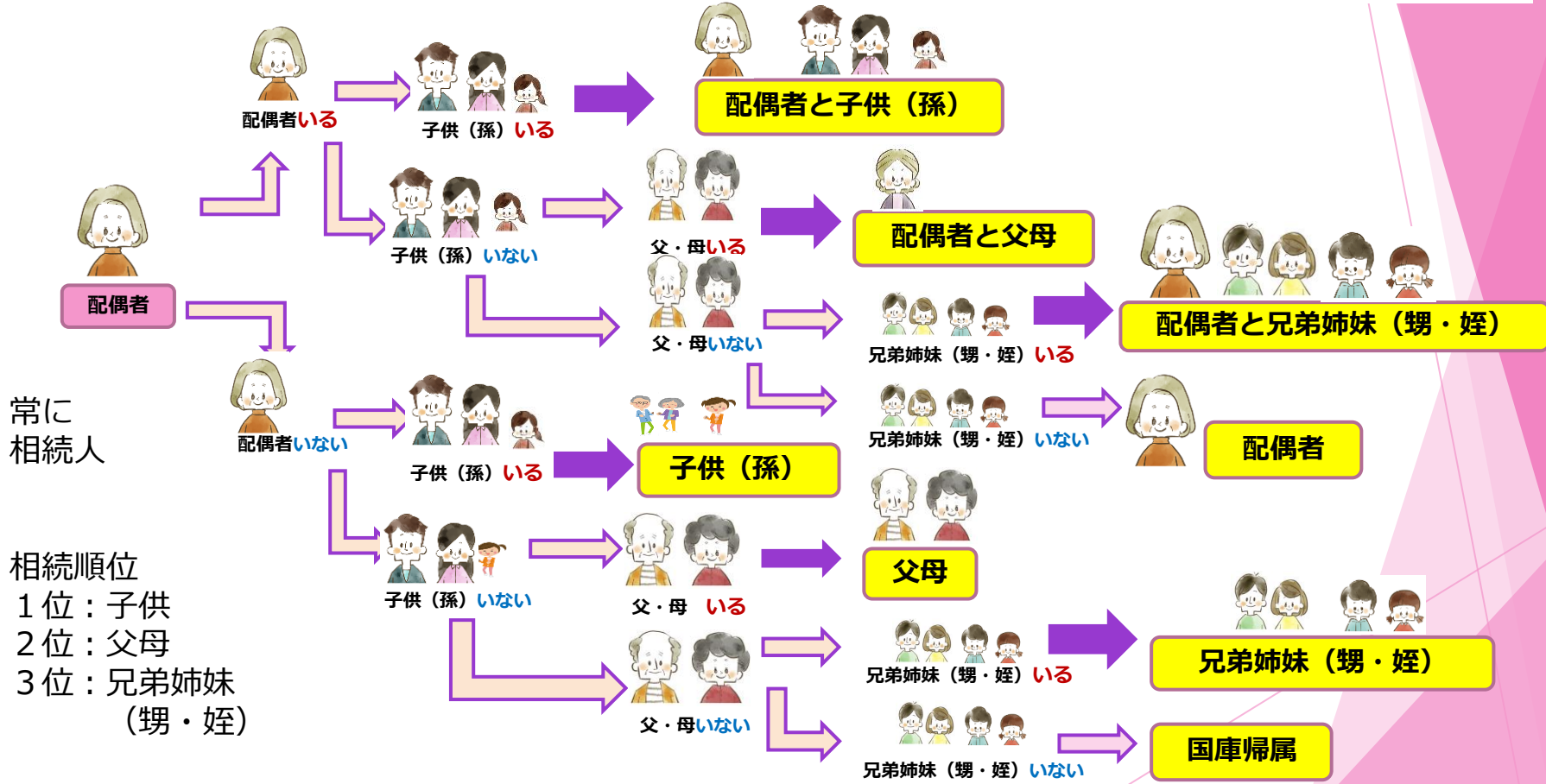
・ 預金口座凍結への対応	金融機関との連携（法定代理人）か（任意代理人：家族等）	
・ 成年後見制度	法定後見	判断能力が不十分で審判の申し立てを行い、家庭裁判所が援助者を選任
	任意後見	判断能力が十分な内に将来に備えて財産管理等委任する契約を締結しておく
・ 家族信託	相続させたい財産を生前に信託財産として指定し、親族に財産管理を委託する	
・ 遺言信託	遺言書の作成・保管・執行迄信託銀行が一括して引き受ける（但し、費用が高額）	

◆相続財産の評価

相続財産	財産分類	財産の種類	評価方法
	金融資産	現預金・定期預金・貸金	相続開始日残高
		債権・投信・株式	相続開始日時価
	不動産	土地	路線価格等
		家屋	固定資産税評価額
	その他	会員権	相場*70%
		自動車	下取り価格
		家財	再調達に要する費用
		美術品・宝石等	鑑定価格
	財産分類	財産の種類	評価方法
相続開始3年以内贈与等	相続人に贈与した金額	贈与した金額	
	相続時精算制度利用財産	贈与した金額	
相続財産から除くもの	相続人受取の死亡保険金	一人500万円迄	
	葬儀費用	実費	
	借金・ローン	相続開始日残高	
	未払金・税金	相続開始日残高	
非課税財産	仏具・墓地	非課税	

◆法定相続人・相続割合等

相続人区分	〈法定相続割合〉		(遺留分割合：全体の1/2)	
	配偶者有り	配偶者無し	配偶者有り	配偶者無し
子供有り	配偶者(1/2)、子供(1/2)	子供(全部)	配偶者(1/4)、子供(1/4)	子供(1/2)
子供無し・親有	配偶者(2/3)、父母(1/3)	父母(全部)	配偶者(1/3)、父母(1/6)	父母(1/3)
子供無し・親死亡	配偶者(3/4)、兄弟姉妹(1/4)	兄弟姉妹(全部)	配偶者(1/2)、兄弟姉妹(無)	無
配偶者のみ	配偶者(全部)	国庫へ	配偶者(1/2)	—



〈代襲相続人〉 : 子供・兄弟姉妹が亡くなった場合はその子(孫、甥・姪)が相続人となる

<遺言書の種類>

	内容	メリット	デメリット
自筆証書 遺言	遺言者が全てを自筆	・簡単に作成出来る	・家庭裁判所での検認手続きが必要
	署名／遺言文／日付押印が必要	・遺言内容の秘密が保持出来る	・方式不備で無効となる可能性がある
	開封は裁判所の検認が必要	・費用がかからない	・紛失、他人による隠蔽、破棄の可能性
公正証書 遺言	遺言内容を公証人に口述し作成	・公証人が関与するので方式不備の心配がない	・遺言の秘密が保てない
	証人2名以上の立会人が必要 (相続人は証人になれない)	・公証人役場に保管されるので紛失の心配がない	・多少の費用がかかる
	手数料が必要	・家庭裁判所での検認手続き不要	・手間が係る

※遺言書の作成が特に必要な場合

- ①法定相続割合を異なる相続をさせる場合
- ②相続人が配偶者と兄弟姉妹で配偶者へすべて相続させたい
- ③子供の配偶者に一部を相続させたい
(例) 子供は3人で、長男は死亡し子供はいないので相続人は次男と長女であるが、長男の妻が世話をしていたので、財産の一部を相続させたい
- ④子供が相続人であるが、一代飛ばして孫に相続させたい

《 相続税の試算例 》

◆相続手続き対策

一次相続（本人死亡）

（単位千円）

	相続財産 相続比率	相続人		対象外財産
		配偶者 2分の1	子供二人 2分の1	
生命保険※				5,000
金融資産	30,000	15,000	15,000	
不動産	20,000	10,000	10,000	
計	50,000	25,000	25,000	
基礎控除	-30,000			
相続人控除	-18,000			
課税財産	2,000	1,000	1,000	
相続税	200	0	100	

相続人	配偶者 全額相続
30,000	30,000
20,000	20,000
50,000	50,000
-160,000	
-110,000	
0	

※死亡保険金受取人＝配偶者

二次相続（配偶者死亡：子供二人が相続人）

(A) 一次相続で配偶者が1/2を相続した場合

	相続財産		計
	一次相続	配偶者財産	
生命保険※		5,000	5,000
金融資産	15,000	5,000	20,000
不動産	10,000		10,000
計	25,000	10,000	35,000
基礎控除			-30,000
相続人控除			-12,000
課税財産			-7,000
相続税			0

※本人の死亡保険金は配偶者の金融資産として相続財産へ

(B) 一次相続で配偶者が全額を相続した場合

	相続財産		計
	一次相続	配偶者財産	
生命保険※		5,000	5,000
金融資産	30,000	5,000	35,000
不動産	20,000		20,000
計	50,000	10,000	60,000
基礎控除			-30,000
相続人控除			-12,000
課税財産			18,000
相続税			1,800

※対策：子供を受取人とした生命保険に加入／生前贈与

◆相続税控除

・基礎控除：30,000千円

・相続人控除：一人6,000千円

・配偶者の税額軽減特例

（配偶者は被相続人の財産形成に寄与している事や被相続人死亡後の生活保障面等が考慮され相続税額が大幅に軽減される特例が設けられている（相続財産の1/2か1億6000万円か何れか大きい方）

◆生命保険（死亡保険）は相続財産の対象外
相続人一人5000千円まで

◆不動産の評価

・土地：路線価格（国土交通省公表）

・家屋：（固定資産税評価額）



生前贈与の活用

〈最低限必要な条件〉

①双方の合意	贈与の意思/受諾の意思	①贈与者が口座を開設し、通帳と印鑑を保持
②贈与の記録	贈与記録/契約書	②子供・孫に内緒で積み立てている子供・孫名義の預金
③財産の引き渡し	名義変更/自由に使える状態	③現金で手渡しし、事実関係が確認出来ない場合
		④贈与契約書だけ作成し、財産の名義変更がされていない

〈贈与と認められない例〉

◆ 暦年課税制度

一年間に受贈財産価額から110万円を超えた金額にかかる税金
 尚、相続税を計算する際に相続開始(贈与者死亡)前3年以内に贈与を受けていた場合、3年間分の贈与額を加算し、相続税を計算する
 贈与者・受贈者：制限なし
 税 率：贈与額によって異なる

◆ 相続時精算課税制度

贈与する人が亡くなった時の相続財産にこの制度を適用した贈与額を加算し相続税額を計算します
 制度選択年の翌年3月15日までに選択届出が必要
 但し、一度選択すると暦年課税への変更は不可
 一度に大きな財産を移転することが可能
 非課税枠：累計2,500万円
 贈与者：60歳以上の親又は祖父母
 受贈者：18歳以上の子又は孫
 税 率：20%

相続税税額速算表

財産取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

〈控除〉

- ・基礎控除額 : 3,000万円
- ・相続人控除額 : 600万円/一人
- ・配偶者控除特例制度
1億6,000万円又は法定相続分(相続財産の1/2)
どちらか多い方

贈与税の速算表 (暦年贈与)

基礎控除：一人年間110万円

基礎控除後の 課税価額	一般の贈与		特例	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	—	10%	
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円		
600万円以下	30%	65万円	20%	30万円
1,000万円以下	40%	125万円	30%	90万円
1,500万円以下	45%	175万円	40%	190万円
3,000万円以下	50%	250万円	45%	265万円
4,500万円以下	55%	400万円	50%	415万円
4,500万円超		400万円	55%	640万円

一般の贈与：両親又は祖父母が18歳未満の子供・孫に、配偶者への贈与、或いは叔父叔母から贈与を受ける場合
特例：18歳以上の者が直系尊属(父母・祖父母)から贈与を受けた場合

◆贈与を行う場合のポイント

1. 贈与について子(孫)が貰う事を認識している
2. 子(孫)名義の預金口座に振り込み、通帳・印鑑は子(孫)が管理する
3. 贈与の都度贈与契約書を作成する
4. 贈与税の申告を行い、控えを補完する

相続法改正の概要

(メモ)

① 遺留分制度の見直し

(施行日：2019年7月1日)

遺留分侵害の請求に金銭で解決出来る

② 婚姻期間20年以上の夫婦間自宅贈与

(施行日：2019年7月1日)

住宅を遺産分割の対象から除外され、
贈与時に配偶者控除（最高2,000万円迄）
の活用が可能

③ 相続人以外への者の貢献に対するの特別寄与

(施行日：2019年7月1日)

相続人でない親族（長男の妻）が相続人に対して
金銭を請求出来る（遺言書の作成が必要）

④ 配偶者居住権の創設

(施行日：2020年4月1日)

配偶者が自宅での居住を継続して、
他の財産も取得出来る

被相続人の死亡（相続開始）後の主なスケジュール

法務・税務関係	期 限	チェック
<ul style="list-style-type: none"> 遺言の有無の確認 <p>↓</p> <p>├───▶【遺言が有る場合】 ──▶ (検認・開封)</p> <p>↓</p> <p>相続人の確定</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民年金受給停止手続き(厚生年金は10日以内) 	14日以内	
<ul style="list-style-type: none"> 相続財産/債権/債務の確認 生命保険の請求 葬儀費用の精算 	3か月以内	
<ul style="list-style-type: none"> 準確定申告(被相続人の所得税申告・納税) 	4か月以内	
<ul style="list-style-type: none"> 相続財産/債権/債務確定、評価/鑑定 遺産分割協議 <p>↓</p> <p>├───▶ <協議成立> ──▶ 遺産分割協議書の作成</p> <p>└───▶ <協議不成立> ──▶ 調停・審判</p> <p>└───▶ 相続税の申告・納付</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 遺族年金受給手続き 公共料金の名義変更 	10ヶ月以内	
<ul style="list-style-type: none"> 不動産の移転登記/財産の名義変更 	一年以内	

葬儀の流れ／寺社／その他届け出

〈葬儀関係〉	チェック	〈寺社・墓地・仏壇関係〉	チェック
<p>①逝去</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡診断書取得／自治体への死亡届 (7日以内) ・弔問者への連絡 ・葬儀会場／火葬場の手配 ・遺影写真／通夜を含めた食事の準備 <p>②遺体の搬送・安置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院/自宅/葬儀会場 <p>③葬儀の打ち合わせ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葬儀のスタイル (家族葬／一般葬／料金等) ・宗教者の確認 ・葬儀日時の決定 ・会葬お礼品の準備 <p>④納棺／湯灌</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺品納め／遺体の洗体／洗髪／身支度 <p>⑤通夜式 (生花の位置／式次第／弔問者の順番)</p> <p>⑥告別式 (式の流れ／弔電を読む順番)</p> <p>⑦拾骨 (火葬終了後埋葬許可書の取得)</p> <p>⑧初七日法要 (精進落とし料理の提供)</p> <p>⑨その他 (香典返し等)</p>		<p>①住職のスケジュール確認</p> <p>②戒名・法名を決める</p> <p>③お布施・法要日 (49日・一周忌等) の相談</p> <p>④納骨について</p> <p>⑤お墓 (個人墓・合祀墓か、要不要も含め)</p>	

▶ ありがとうございます。

- ▶ 先ずは、エンディングノートを作成し、ご自身をふり返って
戴き子供、孫の世代に繋いでください。
- ▶ エンディングノートは毎年見直してください。

